

定 款

特定非営利活動法人女性福祉センター

特定非営利活動法人女性福祉センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人女性福祉センター という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県鹿足郡吉賀町柿木に、従たる事務所を、福岡県糸島市、大分県別府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、循環し調和に富む自然環境の保全と、健康で安全、安心な社会環境づくりに関する事業を行い、自然を回復させ、人類の平和と幸福の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)環境の保全を図る活動
- (6)地域安全活動
- (7)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8)国際協力の活動
- (9)男女共同参画社会形成の促進を図る活動
- (10)子供の健全育成を図る活動
- (11)科学技術の振興を図る活動
- (12)経済活動の活性化を図る活動
- (13)職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動
- (14)観光の振興を図る活動
- (15)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (16)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - 1 代替エネルギーに関する調査、研究、開発、開発物の普及と啓蒙事業
 - 2 自然回復のための土地活用に関する調査、研究、開発、開発物の普及と啓蒙事業
 - 3 自然循環に関する調査、研究、開発、開発物の普及と啓蒙事業
 - 4 健全な心身育成のための、調査、研究、各種教育とイベントを含む振興事業
 - 5 循環型生産物の調査、研究、開発、開発物の普及と啓蒙活動及び生産を通した雇用拡大事業
 - 6 食料調達と食に関する調査、研究、開発、開発物の普及と啓蒙事業
 - 7 国内外の関連団体との連絡及び協力事業

- 8 第3条の目的を達成するために必要な、公開講座・講演会等の開催
- 9 保健、医療又は福祉の増進を図るために、介護職員等へのボヤロビクス講座の開催とその推進事業
- 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 11 女性と子どもの権利を守る事業
- 12 女性の自律と自立のための支援と人材育成事業
- 13 幸せな結婚、出産、育児、社会的自立に関する啓蒙事業
- 14 生き辛さを抱える人のための電話相談事業
- 15 関係諸機関との連携・協力を進めるための事業
- 16 この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、推進会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 推進会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をした時。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅した時。
 - (3) 繼続して1年以上会費を滞納した時。
 - (4) 除名された時。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 20 人以内。
- (2) 監事 1 人。
- 2 理事のうち、1人を理事長、2 人を副理事長とする。
- 3 理事の中から、必要に応じて常任理事3人以内を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事で互選する。
- 3 常任理事は、理事会の承認を得て理事の中から選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 6 役員に異動がある時は遅滞無くその旨を所轄庁に届けなければならない。
- 7 任期の末日後の最初の総会が終結するまで任期を伸長できるものとする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事会の議決に基づき法人の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する事。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会又は所轄庁に報告する事。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する事。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する事。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しな

ければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつた時。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、推進会員をもって構成する。
- 2 監事は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更。
 - (2) 解散。
 - (3) 合併。
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更。
 - (5) 事業報告及び活動決算。
 - (6) 役員の選任又は解任。
 - (7) 入会金及び会費の額。
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
 - (9) 事務局の組織及び運営。
 - (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時。
 - (2) 推進会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつた時。
 - (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があつた時。

(招集)

- 第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した推進会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 27 条 総会は、推進会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した推進会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 29 条 各推進会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決し、又は他の推進会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した推進会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
- (2) 推進会員総数及び出席者数。(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第 31 条 理事会は、理事をもつて構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

- 第 32 条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

- 第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた時。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
 - (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時。

(招集)

- 第 34 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 33 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 12 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名。(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。

- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業に伴う収益。
- (6) その他の収益。

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。但し、平成 25 年度は、平成 25 年 10 月 1 日に始まり平成 26 年 3 月 31 日の半年間とする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した推進会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもの)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(定数に係るものと除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 推進会員の欠亡。
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、推進会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において推進会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法25条第2項に規定する合併の承認後の異議申し出の公告については、この法人

のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森田 美穂
副理事長 廣田 弘
理事 中畠 公一
監事 秋山 研二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 なし
年会費

- (1)推進会員一口 10,000 円(個人一口以上)
- (2)継会員一口 5,000 円(個人一口以上)
- (3)支援会員一口 3,000 円(個人・法人一口以上)

附 則

この定款は、令和元年9月 7 日から施行する。

この謄本は、原本と相違ありません。

令和元年11月01日

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木275番地
特定非営利活動法人女性福祉センター
理事長 原田 貴代士